

役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

〔 2 3 達 第 9 号 〕
〔 平成 23 年 10 月 21 日 〕

改正	平成 25 年 11 月 5 日	25 達第 10 号
	平成 27 年 2 月 9 日	26 達第 7 号
	平成 28 年 3 月 6 日	27 達第 4 号
	平成 28 年 6 月 16 日	28 達第 1 号
	平成 29 年 3 月 7 日	28 達第 4 号
	平成 30 年 2 月 27 日	29 達第 7 号
	平成 31 年 3 月 11 日	30 達第 9 号
	令和 4 年 3 月 27 日	03 達第 4 号
	令和 6 年 3 月 25 日	05 達第 8 号
	令和 7 年 3 月 18 日	06 達第 8 号

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人 核物質管理センター（以下「センター」という。）の定款第 13 条及び第 29 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤とは、理事のうちセンターを主たる勤務場所とし、原則として週 5 日勤務する者をいう。
- (3) 非常勤とは、前号以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 10 条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

第 2 章 役員の報酬

(報酬等の支給)

第3条 役員には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤の役員に対する報酬、賞与及び退職金
- (2) 非常勤の役員に対する報酬

(報酬)

第4条 常勤の役員の報酬月額、別表第1に定める額を上限とし、理事長が理事会の議決を経て決定する。

(賞与)

第5条 賞与の額は、別表第2に定める算式により算出される額を上限とし、理事長が理事会の議決を経て決定する。

- 2 賞与の支給額は常勤の役員が、基準日現在又は退任の時若しくは死亡の時に受けるべき報酬の月額に、6月及び12月ともに2.6を上限にそれぞれ乗じて得た額に基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額（ただし、在職期間が1日に満たないときは0%とする。）を基準にする。

在 職 期 間	割合 (%)
6 箇 月	1 0 0
5 箇月以上 6 箇月未満	8 0
3 箇月以上 5 箇月未満	6 0
3 箇月未満	3 0

(退職金)

第6条 退職金は、第2条第2号に規定する役員が退任し、又は解任された場合にその者に、死亡した場合にはその遺族に支給するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該役員が定款第28条第1号の規定に基づき解任された場合にあっては、当該役員には退職金を支給しない。
- 3 退職金の額は、別表第3に定める算式により算出される額とする。
- 4 在職期間の月数の計算については、常勤の役員となった日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。
- 5 第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で役員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者
 - (3) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前号に該当しない者
 - (4) 前各号に掲げる者が退職金を受ける順位は、前各号の順位により、第2号又は第3号に掲げる者のうちにある場合は、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父

母の養父母を先にし、父母の実父母を後にし、その他の親族については、役員との親等の近い者を先順位とする。

- (5) 退職金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(非常勤役員に対する報酬)

第7条 非常勤役員に対する報酬は、理事会及び評議員会へ出席又はその他の職務の執行をした者に対して、1日当たり30,000円を支給する。

第3章 評議員の報酬

(評議員に対する報酬)

第8条 評議員に対する報酬の額は、当該評議員会に出席した者に対して、1日当たり30,000円を支給する。

- 2 前項にかかわらず、定款第13条に定める各年度の総額を超えないものとする。

第4章 報酬の支払い

(支払い)

第9条 常勤役員の報酬の支給日は、毎月20日（その日が休日に当たるときはその日前において、その日に最も近い休日でない日）とし、賞与の支給日は、6月及び12月のそれぞれの月の15日（その日が休日に当たるときはその日前において、その日に最も近い日）とする。

- 2 第7条に定める非常勤役員及び第8条第1項に定める評議員の報酬については、当該会議に出席した日から1か月以内に支給する。
- 3 第6条に定める退職金については、特別の事由がある場合を除き、支給の事由の発生した日から、1か月以内に支給する。
- 4 役員等への報酬等は、法令等に定めるところにより、報酬等から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨をもって役員等に直接又は役員等が指定する金融機関の本人名義の口座へ振り込みにより支給する。

(報酬等の日割計算)

第10条 月の中途において新たに常勤役員に任命された者に対する任命当月分の報酬月額については、それぞれ第4条に規定する額を当該月の日曜日以外の日数で除して得た額に、その者が役員となった日から月の末日にいたるまでの日曜日以外の数を乗じて得た額とする。

- 2 常勤役員が退職し、解任されたときのその当月分の報酬月額給は、前項に定める日割計算によって支給する。ただし、役員が死亡したときのその当月分の報酬月額は、第3条に規定する額の全額を支給する。

第5章 費用の支払い

(費用)

第11条 常勤役員には、最も経済的な通常の経路及び方法による通勤に要する通勤手当を支給する。

- 2 通勤手当の額は、職員の通勤手当の基準に準じることとする。
- 3 役員等がその職務遂行に当たっての出張に要する交通費又は旅費（宿泊費を含む）は、国内旅費規程及び国外旅費規程に定めるところにより支給する。

第6章 その他

（端数の取り扱い）

第12条 この規程の定めるところにより算出した金額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。ただし、退職金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

（辞 退）

第13条 報酬等支給対象者から、報酬等の一部又は全部の受け取りを辞退する旨の申し出があった場合、センターは、辞退された報酬等を支給しなくてもよい。

（公 表）

第14条 センターは、この規程をもって、認定法第20条第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改 正）

第15条 この規程の改正は、評議員会の決議による。

（補 則）

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定めるものとする。

附 則（平成23年10月21日 23達第9号）

- 1 この規程は、公益財団法人核物質管理センターの設立の登記の日から施行する。
- 2 第3条第2号に定める非常勤の役員及び第8条第1項に定める評議員に対する報酬については、当分の間支給しないものとする。
- 3 財団法人核物質管理センター（以下「旧法人」という。）の解散に伴い旧法人の役員を退任し、引き続きこの法人の役員に任命された者の第6条第4項に規定する在職期間には、その者の旧法人としての在職期間を含むものとする。
- 4 前項に規定する在職期間のうち、平成22年4月1日の前日までの退職金の額は、第6条第3項の規定にかかわらず、別表第3において「0.125」とあるのを「0.25」と読み替えて算出される額とし、又、平成22年4月1日以降の在任期間にあっては、別表第3により算出される額とするものとする。

附 則（平成25年11月5日 25達第10号）

この規程は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 9 日 26 達第 7 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 6 日 27 達第 4 号）

1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 23 年 10 月 21 日 23 達第 9 号附則第 2 項を廃止し、第 3 条第 2 号に定める非常勤の役員及び第 8 条第 1 項に定める評議員に対する報酬の支給を再開する。

附 則（平成 28 年 6 月 16 日 28 達第 1 号）

この規程は、平成 28 年 6 月 16 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 7 日 28 達第 4 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 27 日 29 達第 7 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 11 日 30 達第 9 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 27 日 03 達第 4 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 25 日 05 達第 8 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 18 日 06 達第 8 号）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する

別表第 1（第 4 条関係）

役 職	報酬の月額
理 事 長	927,000 円
専務理事	847,000 円
理 事	788,000 円

別表第 2（第 5 条関係）

基準日（6 月にあつては、6 月 1 日、12 月にあつては、12 月 1 日）

に在籍の常勤役員の 6 月及び 12 月の支給額

6 月の賞与 報酬の月額 × 2.6

12 月の賞与 報酬の月額 × 2.6

別表第 3（第 6 条第 3 項関係）

退職金 報酬の月額 × 在職月数 × 0.125